第119回　定時株主総会招集ご通知
(交付書面記載省略事項)

第119期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

業務の適正を確保するための体制

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

理研計器株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制

当社が内部統制システムとして決定した事項は、次のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ａ．当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます）は、企業が存立を継続するためには法令遵守の徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、役員・従業員全員が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努めております。

ｂ．当社グループは、良き企業市民として法令遵守と環境保全に努め社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「経営方針」を定めております。また、役員・従業員の共通の価値観・倫理観であり、行動のよりどころとなる「行動規範と行動指針」を定めコンプライアンス意識の維持・向上を図っております。

ｃ．当社グループは、事業活動における遵法精神の徹底・強化を図ることを目的として代表取締役社長を委員長とし社外弁護士も参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。

ｄ．当社グループにおける企業倫理・遵法の一層の向上を図るため「内部通報制度（コンプライアンスホットライン）」を設置しております。

ｅ．当社は業務執行部門から独立した経営監査室を設置しており、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に適宜報告することとしております。

ｆ．監査等委員会は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録等取締役の職務の執行に係る情報を、法令及び「文書管理規程」等に基づき、その作成から利用活用、定められた期間の保存、廃棄に至るまで適切に管理することとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ａ．当社は、当社グループの企業価値を維持し、その向上を図るうえで管理すべきリスクを洗い出し、保安機器・計測機器等のメーカーとして品質に関するリスクを重要なリスクとして認識し、製品の欠陥（クレーム）に対応すべく、品質に関する委員会を定期的に開催し、クレーム発生の事前防止及び再発防止策を講じる体制をとっております。また、各担当部署も、安全、品質、環境等のリスク並びにコンプライアンスについて必要に応じ規則を制定し管理することとしております。

ｂ．当社は、有事においては、代表取締役社長を本部長とする「ＢＣＰ対策本部」を組織して、「ＢＣＰ規程」「緊急事態処理基準」に従い、会社全体として危機管理に対応することとしております。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．当社は、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定し、取締役会の承認を得ることとしております。

b．当社は、定期的に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況報告・実績管理等を行うこととしております。また、取締役会の下に、取締役および代表取締役社長の指名する執行役員・本部長・部長により構成する「経営企画会議」を隔週で開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うと共に取締役会から委譲された範囲内で当社業務の執行及び施策の実施について審議しております。

c．当社は、執行役員制度を設け、「執行役員規程」に基づき、その責任と権限を明確にして組織の効率的な運用を図るように努めております。

⑤　当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社は子会社に対する管理を明確にし、子会社の指導、育成を促進して企業集団としての経営効率の向上に資するため「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づいて子会社を管理し、必要に応じて報告を受けております。

b．当社は、子会社に役員を派遣するなどし、企業集団として業務の適正を確保するための体制をとっております。

⑥　監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

a．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときはこれに応じることとします。

b．監査等委員会の職務を補助すべき従業員の人選、異動、処遇の変更については監査等委員会の同意を要するものとします。

c．監査等委員会の職務を補助すべき従業員が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会にかかわる業務を優先して従事するものとします。

⑦　当社の監査等委員会への報告に関する体制

a．当社の取締役及び従業員が監査等委員会に報告するための体制

取締役及び従業員は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。また、監査等委員である取締役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため経営企画会議などの重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を受けることとしております。

b．子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

子会社の取締役、監査役及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者についても、当社の監査等委員会へ当該報告が報告される体制を整えております。

⑧ 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する規定を設けております。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査の環境整備の状況、監査上の重要課題について意見を交換し、代表取締役社長との相互認識を深めるよう努めることとしております。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの整備を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

⑫ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、当社の行動指針において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し、また、これらの活動を助長するような行為は行わない旨を定めております。行動指針は全役員及び従業員に配布し、周知徹底を図っています。

また、警察及び外部専門機関と連携を図り、反社会的勢力に関する情報の収集を行っております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備しておりますほか、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

① 法令等遵守及びリスク管理

コンプライアンス委員会、内部統制委員会及び品質管理委員会を適宜開催し、法令等遵守及びリスク管理に努めております。

② 取締役の職務執行について

当事業年度において取締役会を10回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

③ 監査等委員会の職務執行について

当事業年度において監査等委員会を10回開催し、事前に定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。また、取締役会及び経営企画会議等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人ならびに経営監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査をしております。

④ 自然災害への対応について

当社では、地震発災を想定し国内グループ会社の全役職員を対象とした安否確認訓練や事業所ごとに避難訓練を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,565	1,115	63,142	△221	66,602
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,863		△1,863
親会社株主に帰属する当期純利益			8,007		8,007
自己株式の取得				△1,702	△1,702
自己株式の処分		19		1	21
連結範囲の変動					－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)			△3		△3
連結会計年度中の変動額合計	－	19	6,141	△1,701	4,459
当連結会計年度末残高	2,565	1,135	69,283	△1,922	71,062

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,729	2,121	5,851	－	72,453
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,863
親会社株主に帰属する当期純利益					8,007
自己株式の取得					△1,702
自己株式の処分					21
連結範囲の変動				5	5
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△348	934	585	△0	581
連結会計年度中の変動額合計	△348	934	585	4	5,050
当連結会計年度末残高	3,381	3,055	6,437	4	77,504

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

（1）連結の範囲に関する事項

①　連結子会社の状況

・連結子会社の数　　7社

・連結子会社の名称　　株式会社理研計器奈良製作所
台湾理研計器股份有限公司
理研計器商貿（上海）有限公司
RKI Instruments,Inc.
R K INSTRUMENTS(S)PTE LTD
RIKEN KEIKI GmbH
理研計器（常州）電子科技有限公司

上記のうち、理研計器（常州）電子科技有限公司については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

②　非連結子会社の状況

・非連結子会社の数　　2社

・非連結子会社の名称　　理研計器テクノクラート株式会社
RIKEN KEIKI(M) SDN.BHD.

・連結の範囲から除いた理由　　非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

（2）持分法の適用に関する事項

①　持分法を適用した非連結子会社の状況

持分法を適用した非連結子会社はありません。

②　持分法を適用した関連会社の状況

持分法を適用した関連会社はありません。

③　持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

・主要な会社等の名称　　理研計器テクノクラート株式会社
RIKEN KEIKI KOREA CO.,LTD.

・持分法を適用しない理由　　持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等から見て、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日とは異なりすべて12月31日であります。なお、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（4）会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

ロ．その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

ハ．デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法　ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

ニ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部製品については個別原価法

・仕掛品　総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）
ただし、一部仕掛品については個別原価法

・原材料及び貯蔵品　総平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　定額法
なお、主な耐用年数は、建物及び構築物31～50年であります。

ロ．無形固定資産　自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法
顧客関連資産
対価の算定根拠となった将来の収益獲得見込期間（９～15年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

ハ．製品保証引当金　保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

ニ．受注損失引当金　受注済製品の販売時の損失に備えるため、連結会計年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

収益を認識するにあたっては、当社グループにおける製品の販売、サービス業務およびその他の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

イ．製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約において、当社グループが製品の据付までの義務を負う場合には、製品の販売と据付を単一の履行義務と捉え、製品の据付が完了した時点で、資産に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足すると判断し、収益を認識することとしております。
他方で、顧客との契約において、当社グループが製品の据付の義務を負わない場合には、出荷時から製品に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、製品を出荷した時点で収益を認識することとしております。顧客との契約から生じる収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

ロ．サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に製品に関連した保証・修理・保守、移設などの業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される契約であるため、サービス提供完了時点において収益を認識しております。

ハ．工事契約に係る収益認識

工事契約において、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗に比例していると判断しているため、見積り工事総原価に対する実際原価の割合に基づき、進捗度を算定しております。なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。顧客との契約から生じる収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金利息
ハ．ヘッジ方針	金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
ニ．ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

7～9年間の定額法によって償却しております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付に係る負債及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異（当連結会計年度発生額は17百万円）は、発生時に全額費用処理しております。

なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「退職給付に係る資産」を2,251百万円計上しております。

ロ．重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－２項（２）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

3．表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において「流動資産」に表示しておりました「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度において新たに「契約資産」が発生したため、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に科目名を変更しております。

4．会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度において開示すべき重要な会計上の見積りに関する事項はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　11,373百万円

（2）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額

	圧縮記帳額
・建物	87百万円
・機械装置	2百万円

（3）受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ次のとおりであります。

・受取手形	496百万円
・売掛金	11,292百万円
・契約資産	51百万円

（4）流動負債の「その他」のうち、契約負債の金額は次のとおりであります。

・契約負債	649百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

（1）研究開発費の総額　2,544百万円

（2）その他の関係会社有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

2024年７月４日に、当社が保有するブラジル関連会社であるHIDEO NAKAYAMA IMP.EXP.COM.E IND.LTDAの株式180,000株を売却しました。これに伴いその他の関係会社有価証券売却益25百万円を計上しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,661,000株	23,661,000株	－株	47,322,000株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	373,738株	1,015,228株	5,508株	1,383,458株

（注）1．2024年４月１日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
2．普通株式の発行済株式総数の増加23,661,000株は、株式分割によるものであります。
3．普通株式の自己株式の株式数の増加1,015,228株は、株式分割による増加373,738株、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による増加641,400株、単元未満株式の買取による増加90株であります。
4．普通株式の自己株式の株式数の減少5,508株は、譲渡制限付株式としての自己株式の処分によるものであります。

（3）剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ．2024年５月10日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　931百万円
・１株当たり配当金額　40円
・基準日　2024年３月31日
・効力発生日　2024年６月５日

（注）2024年４月１日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。2024年３月31日を基準日とする配当については、当該株式分割前の株式数を基準としております。

ロ．2024年11月８日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　931百万円
・１株当たり配当金額　20円
・基準日　2024年９月30日
・効力発生日　2024年12月６日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2025年５月13日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

・配当金の総額　1,148百万円
・１株当たり配当金額　25円
・基準日　2025年３月31日
・効力発生日　2025年６月５日

（4）当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入やリース等による間接調達の他、社債による直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形、売掛金及び契約資産並びに電子記録債権には、顧客の信用リスクがありますが、当該リスク管理のため、当社グループは与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。有価証券及び投資有価証券は、主として余資の運用を目的とした公社債投信や、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格及び為替の変動リスクがあります。当該リスク管理のため、発行体の財務状況や市場価格及び為替変動の継続的モニタリングを行っております。

支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、概ね１年以内の支払期日です。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利借入には金利の変動リスクがありますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、借入に係る金利の変動リスクを回避するため、金利スワップ取引を利用しております。また、デリバティブ取引を利用する場合にはヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性評価の方法等については、「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（4）会計方針に関する事項　⑤重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
（1）有価証券及び投資有価証券	11,918	11,915	△2
資産計	11,918	11,915	△2
（1）長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	1,245	1,238	△7
（2）リース債務（1年内返済予定のリース債務を含む）	1,484	1,472	△12
負債計	2,730	2,710	△19

（注）１．現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金に係るものを除く）は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

（注）２．市場価格のない株式等

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	129

市場価格のない株式等は「（1）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（3）金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれの属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	6,539	－	－	6,539
国債・地方債等	－	－	－	－
社債	329	－	－	329
その他	350	4,029	368	4,748
資産計	7,219	4,029	368	11,617

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	－	－	－	－
社債	－	298	－	298
その他	－	－	－	－
資産計	－	298	－	298
長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	－	1,238	－	1,238
リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	－	1,472	－	1,472
負債計	－	2,710	－	2,710

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資　産

（1）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１に分類しております。一方、債券及びその他（合同運用の金銭信託等）は取引金融機関から提示された価格によっており、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル３、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

負　債

（1）長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

（2）リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規にリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっており、その時価をレベル２の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	金額（百万円）
定置型ガス検知警報機器	31,185
可搬型ガス検知警報機器	16,505
その他測定機器	1,347
顧客との契約から生じる収益	49,038
その他の収益	－
外部顧客への売上高	49,038

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　（4）会計方針に関する事項　④　重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	金額（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	15,122
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	16,317
契約資産（期首残高）	－
契約資産（期末残高）	51
契約負債（期首残高）	519
契約負債（期末残高）	649

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約について、期末時点で進捗度の測定に基づいて認識した売上収益に係る未請求分であります。
契約負債は、主に顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識に見込まれる期間は、以下の通りであります。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

	金額（百万円）
１年以内	429
１年超	－
合計	429

10. １株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　1,687円03銭

（２）１株当たり当期純利益　172円10銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2024年４月１日から
2025年３月31日まで）

（単位:百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,565	2,545	362	2,908	422	44,715	8,510	53,648	△221	58,900
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						5,800	△5,800	－		－
剰余金の配当							△1,863	△1,863		△1,863
当期純利益							7,411	7,411		7,411
自己株式の取得									△1,702	△1,702
自己株式の処分			19	19					1	21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	－	－	19	19	－	5,800	△251	5,548	△1,701	3,867
当期末残高	2,565	2,545	382	2,928	422	50,515	8,258	59,196	△1,922	62,767

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	3,732	62,633
事業年度中の変動額		
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△1,863
当期純利益		7,411
自己株式の取得		△1,702
自己株式の処分		21
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△358	△358
事業年度中の変動額合計	△358	3,508
当期末残高	3,374	66,142

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1．重要な会計方針に係る事項

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
② 子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
③ その他有価証券	
・市場価格のない株式等以外のもの	時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

（2）デリバティブ取引等の評価基準及び評価方法

・時価法	ただし、特例処理の要件を充たす金利スワップ取引については時価評価せず、その金銭の受払の純額を金利変換の対象となる借入債務に係る利息に加減して処理しております。

（3）棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品及び製品	総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部製品については個別原価法
② 仕掛品	総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法） ただし、一部仕掛品については個別原価法
③ 原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

（4）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定額法 なお、主な耐用年数は建物31～50年、機械及び装置７年であります。
② 無形固定資産	自社利用のソフトウエア 社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③ リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（5）引当金の計上基準

① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金
従業員に対する賞与支給に備えるため、その支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金
保証期間中に発生が見込まれるアフターサービス費用に備えるため、過去の支出実績を基準にして算出した見積額を計上しております。

④ 受注損失引当金
受注済製品の販売時の損失に備えるため、当事業年度末における未引渡しの受注済製品に対し、販売時に見込まれる損失相当額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
・退職給付見込額の期間帰属方法
　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異の費用処理方法
　数理計算上の差異（当事業年度発生額は17百万円）は、発生時に全額費用処理しております。
　なお、年金資産が退職給付債務を超過しているため、投資その他の資産に「前払年金費用」を2,146百万円計上しております。

（6）収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しています。
ステップ1：顧客との契約を識別する
ステップ2：契約における履行義務を識別する
ステップ3：取引価格を算定する
ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する
ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

収益を認識するにあたっては、当社における製品の販売、サービス業務およびその他の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

イ．製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約において、当社が製品の据付までの義務を負う場合には、製品の販売と据付を単一の履行義務と捉え、製品の据付が完了した時点で、資産に対する支配が顧客に移転することで履行義務が充足すると判断し、収益を認識することとしております。

他方で、顧客との契約において、当社が製品の据付の義務を負わない場合には、出荷時から製品に対する支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間であることから、製品を出荷した時点で収益を認識することとしております。顧客との契約から生じる収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

ロ．サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に製品に関連した保証・修理・保守、移設などの業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される契約であるため、サービス提供完了時点において収益を認識しています。

ハ．工事契約に係る収益認識

工事契約において、履行義務が一定の期間にわたり充足される工事については、履行義務の充足に係る進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例していると判断しているため、見積り工事総原価に対する実際原価の割合に基づき、進捗度を算定しております。なお、期間がごく短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。顧客との契約から生じる収益には重要な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

（7）ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	金利スワップ取引について特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段：金利スワップ ヘッジ対象：借入金利息
③ ヘッジ方針	金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
④ ヘッジの有効性評価の方法	特例処理によっている金利スワップ取引については、有効性の判定を省略しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3．表示方法の変更に関する注記

前事業年度において「流動資産」に表示しておりました「売掛金」は、当事業年度において新たに「契約資産」が発生したため、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に科目名を変更しております。

4．会計上の見積りに関する注記

当事業年度において開示すべき重要な会計上の見積りに関する事項はありません。

5．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額	9,913百万円
（2）関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
・短期金銭債権	4,893百万円
・短期金銭債務	414百万円
（3）取締役に対する金銭債務	
・長期未払金	15百万円
（4）国庫補助金により有形固定資産の取得原価から直接減額した額	
	圧縮記帳額
・建物	85百万円

6．損益計算書に関する注記

（1）関係会社との取引高	
・売上高	11,835百万円
・仕入高	4,152百万円
・その他の営業取引高	105百万円
・営業取引以外の取引高	465百万円
（2）研究開発費の総額	2,244百万円

（3）その他の関係会社有価証券売却益の内容は次のとおりであります。

2024年７月４日に、当社が保有するブラジル関連会社であるHIDEO NAKAYAMA IMP.EXP.COM.EIND.LTDAの株式180,000株を売却しました。これに伴いその他の関係会社有価証券売却益25百万円を計上しております。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	373,738株	1,015,228株	5,508株	1,383,458株

（注）1．2024年４月１日付で、普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。

2．普通株式の自己株式の株式数の増加1,015,228株は、株式分割による増加373,738株、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による増加641,400株、単元未満株式の買取による増加90株であります。

3．普通株式の自己株式の株式数の減少5,508株は、譲渡制限付株式としての自己株式の処分によるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

賞与引当金損金否認	350百万円
棚卸資産評価損否認	123百万円
未払事業税否認	108百万円
未払金否認	92百万円
未払費用否認	60百万円
製品保証引当金否認	30百万円
受注損失引当金否認	3百万円
建物減価償却超過額	6百万円
減損損失	21百万円
長期未払金否認	4百万円
投資有価証券評価損否認	100百万円
ゴルフ会員権評価損否認	8百万円
その他	69百万円
繰延税金資産小計	980百万円
評価性引当額	－百万円
繰延税金資産合計	980百万円

（繰延税金負債）

前払年金費用	△676百万円
その他有価証券評価差額金	△1,553百万円
繰延税金負債合計	△2,229百万円
繰延税金資産（負債）純額	△1,249百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異の主な内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.3
税額控除	△2.7
住民税均等割等	0.5
税率変更による影響額	0.1
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9

（3）法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第13号）が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し、計算しております。

その結果、繰延税金資産が５百万円、繰延税金負債が63百万円、それぞれ増加しております。また、法人税等調整額が13百万円増加し、その他有価証券評価差額金が44百万円減少しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容または職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員兼任の有無	事業上の関係				
子会社	㈱理研計器奈良製作所	奈良県桜井市	千円 50,000	ガス保安機器製品及び電子機器の製造販売	(所有) 直接100	兼任有	当社製品の組立配線	当社製品の組立配線	3,852	買掛金	394
子会社	RKI Instruments, Inc.	米国カリフォルニア州	千US$ 130	ガス検知器の販売・アフターサービス	(所有) 直接100	兼任有	当社製品の販売	北米における当社製品の販売	3,140	売掛金	1,546
子会社	理研計器商貿(上海)有限公司	中華人民共和国上海市	千元 1,693	ガス検知器の販売・アフターサービス	(所有) 直接100	兼任有	当社製品の販売	中国における当社製品の販売	4,339	売掛金	1,874

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

上記会社への当社製品の販売及び仕入については、市場価格を参考に決定しております。

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

11. １株当たり情報に関する注記

（１）１株当たり純資産額　1,439円79銭

（２）１株当たり当期純利益　159円29銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。